

以下、アドバイスメールのサンプルです。
随時改定作業が行われているため、必ずしも、これと同様の形態、記述の順番、内容となるとは限りません。

〇〇 〇〇 様

損害概算算定サービスの齋藤光宏です。

損害の概算が出ましたので、添付ファイルにてご確認ください。

(添付ファイルが開けない場合には、メールまたはお電話にてご連絡ください。)

以下、本メールでは概算算定書の結果に関する簡単な説明と、今後の示談交渉をどのように進めていけばよいかについての考え方が書いてあります。

「概算算定書」と「保険会社からの提示金額の書面」をお手元に置いて参照しながら読み進めてください。

さて、「概算算定書」と「保険会社からの賠償額提示の書面」をご覧くださいとお分りかと思いますが、現在の保険会社からの提示金額(7,062,537円)と小職算出の金額(裁判基準ベースの金額18,072,338円)の間には、総額で1,100万円程度の差が生じています。

損害項目ごとにみていきますと、差額の主だったものは「休業損害」「傷害慰謝料」「後遺症逸失利益」「後遺症慰謝料」となりますので、以下、それぞれについて考え方を説明します。

=====

●休業損害について

主婦(家事従事者)の休業損害の算定にあたっては、

- ①休業期間(日数)をどのくらい認めるか
- ②一日あたりの休業損害日額をいくらとするか

の二つの要素を検討する必要があります。

まず、①休業期間(日数)をどのくらい認めるかについてですが、これは症状に応じて柔軟な考え方をすべきところ、主婦の場合には、会社員のように休業を証明できる第三者がいないことから、争いになりやすい部分です。

入院中は、家事ができないことは当然として、退院後はどのくらいの期間にわたって、家

事労働が困難であったかについては、個別具体的な事情を積上げて総合的に判断するほかありません。

この点、〇〇様からいただいた回答の中に、「〇〇〇〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇〇〇〇」というご事情があり、医師も「〇〇〇〇〇〇〇〇」としており、現時点においても家事に復帰できない状況を捉えれば、事故から症状固定までの〇〇日間すべてにおいて家事労働は困難であると判断して構わないと思います。そこで、概算算定上は、症状固定日までの〇〇日間を計上しました。

現在の保険会社の提示では、休業損害については、入院日数と実通院日数の合計日数について、休業損害を認めるという内容になっていますが、現実に即した考え方とは程遠いものです。

この点は、――以下、サンプルのため省略。

次に、②一日あたりの休業損害日額をいくらとするかについては、いくつかの考え方があり、次のとおりですが、どの考え方を採用するかによって、計算額が大きく変わりますので、以下、注意して読んでください。

――以下、サンプルのため省略。

●傷害慰謝料について

傷害慰謝料の算出方法には、自賠責基準での算定、任意保険基準での算定、裁判基準での算定の3つがあります。

まず、自賠責基準に基づいた計算額は、546,000円となります。

自賠責基準とは、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の支払基準（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号）」という法令によって一律に定められた計算基準です。

傷害の程度を問わず、1日あたり4,200円について、「総治療日数分」か「実通院日数の2倍の日数分」のいずれか少ない方を認める取扱いとなっています。

しばしば、慰謝料は日数を2倍にするということをやっている人がいますが、これは、この自賠責の取扱いを表わしたものでしょう。

本件では、――以下、サンプルのため省略。

しかしながら、自賠責基準では、医療費等も含めた症状固定までの損害について 120 万円を支払上限としているため、本件の慰謝料の算出にあたり、自賠責基準は適用されません。

次に、一般的な任意保険基準（各社若干の違いがありますが）を使用しての傷害慰謝料の金額は、小職の計算では〇〇〇〇〇〇〇円となりましたが、本件の現状の提示額は 677,700 円に留まっています。本件では、傷害の程度が重傷ですので、〇〇〇〇を用いて調整ができると思いますが、そうした痕跡はありません。

任意保険基準とは、自動車保険各社がそれぞれ定める「自動車対人賠償保険支払基準」のことを言います。

任意保険基準は、自賠責基準とは異なり 1 日あたり幾らという計算ではなく、通院の月数（30 日を 1 月と考えます）に応じた慰謝料額表を日割り計算する取扱いとなっています。通院が長くなるほど、1 日あたりの慰謝料額は少なくなるようになっています。本件では、――以下、サンプルのため省略。

最後に裁判基準です。裁判基準には青い本と赤い本の二種類の基準があります。青い本は全国版、赤い本は東京近郊で使用されています。

〇〇では青い本に基づいた計算がなされていますので、本件概算も青い本に従った計算をしました。

青い本に基づいた慰謝料計算も、1 日あたり幾らという計算ではなく、通院の月数（30 日を 1 月と考えます）に応じた慰謝料額表を日割り計算する取扱いとなっています。通院が長くなるほど、1 日あたりの慰謝料額は少なくなるようになるというのも任意保険基準と同じですが、基準額が任意保険基準より高くなっています。

本件では、――以下、サンプルのため省略。

●後遺症逸失利益について

――サンプルのため省略。

本件では、後遺障害慰謝料 187 万円と逸失利益 3,315,737 円の合計 5,185,737 円の提示があります。現時点で認定されている逸失利益は 5 年分です。

まず、逸失利益ですが、一般に就労可能とされる年限は 67 歳ですので、現状の提示内容のとおり 5 年分としてもおかしくはありませんが、別の考え方もありますので、本件概算の裁判基準では異なる考え方を採用して計算しています。

小職が概算算定で使用した別の考え方というのは、――以下、サンプルのため省略。

逸失利益は、基準というよりも、oooooの問題ですから、個々のケースで、大きな幅を持つべき損害です。――以下、サンプルのため省略。

●後遺症慰謝料について

――サンプルのため省略。

裁判基準の後遺症慰謝料については、青い本の上限値である 570 万円に、将来の手術費用として 100 万円を加算しています。

この将来の手術費用の考え方としては、――以下、サンプルのため省略。

本件では、こうした事情が明らかとなっていないため、概算額を計上していますが、可能であれば、前述の手順で計算された方が説得力があるでしょう。

――サンプルのため省略。

慰謝料の交渉は、専ら何の基準（任意保険基準か裁判基準か）に従って計算するかの議論ですので、任意保険基準での計算額が妥当と主張する保険会社が、どのように交渉したら裁判基準をベースにした慰謝料の計算をするようになるのかということを考えるのがポイントです。

――サンプルのため省略。

以上が、概算算定において小職が検討したポイントです。損害合計が出来上がる構成と、損害各項目の内、差額を生じるこれら 4 つの損害項目の特性をよく理解してから交渉をすれば、充実した議論をできるはずです。

反対に、数字だけを捉えて、上記の考え方を理解しないまま交渉をすると、説得力がない伝わらない対案となります。

概算算定書の注と、このアドバイスメールを何度も読んで、本件事故の個性について十分に理解してから交渉に臨んでください。

●異議申し立てについて

添付の概算算定書は、後遺障害等級 10 級 11 号を前提として作成したものです。

しかしながら、FAX いただいた〇〇様の股関節の可動域制限を捉えれば、本件は 8 級相当が妥当な後遺障害等級ではないかとの疑問があります。

その認定基準のメカニズムについては、先にメールしたとおりです。

そこで、時間がかかっても構わないということでしたら、まずは、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇による説明を求め、それから異議申立をされることをお勧めします。

小職意見としては、〇〇〇〇により〇〇〇〇を繋ぐことが、異議申し立てを成就させるポイントではないかと考えております。

=====

●今後の交渉方法について

さて、今後の交渉をどのようにするかですが、既に保険会社より賠償金の提示を受けていますから、〇〇様としては、保険会社の提示内容に応じるか、あるいは応じないかの返答をしなければなりません。

応じない場合には、【裁判基準で計算した額】を対案として提示することとなります。

この保険会社への対案の提示やその後の交渉は〇〇〇〇が良いと思います。

今まで〇〇〇〇で上手くいかなかった方は〇〇〇〇に切り替えて下さい。

〇〇〇〇や〇〇〇〇ですと、言いくるめられる、聞いてもらえないでストレスが積み重なります。

交通事故の交渉ごとが彼らの仕事ですので、対等な交渉をするには、〇〇〇〇がベストです。

そこで、まずは被害者として十分な主張ができるように、

―――サンプルのため省略。

以上が、今後の交渉方法についてのアドバイスです。

=====

一日も早い解決を心よりお祈り申し上げます。

※ 「示談交渉サポート」は当事務所でも承ります。

後遺症案件にかかる当事務所の報酬は、（―――事案に応じて個別にお知らせしています）

受任業務の内容としては、本件交通事故の損害賠償請求に関する書面一式の作成と医学調査、認定基準該当性調査、法令調査、類似判例調査、裁定例検索、実務書・論文調査、その他事案の解決に必要な調査一切と、継続的相談となります。既認定等級に対しての異議申立をする場合には、その手続も含めて承ります。

当事務所が示談交渉の代理人となるものではありませんが、○○○○○○○○のため、○様の交渉ストレスは殆どありません。

（既認定等級に対しての異議申立については、当事務所が代理人となって進めることもできます。）

―――サンプルのため省略。

※ 本件では、十分な賠償額を確保するために、財団法人紛争処理センターでの和解斡旋を受ける流れとなる可能性があります。その際は、当事務所作成の提出ファイルをセンターまでご持参いただき、和解斡旋を受けることとなります。

紛争処理センターを利用する場合は、示談内で十分に賠償額が増額しなかった場合です。もちろん、最初から紛争処理センターでの和解斡旋を受けることも可能です。

参考までに、小職が作成した書類を用い、ご本人が交渉を進めた場合、示談内で解決しているのは70～80%程度です（保険会社、地域により違いあり）。

但し、センターへは被害者自身が出席しなければなりませんので（月に1回程度、本件では3回～4回程度の出席が必要と思われます）、まずは、裁判基準の全額ではなく、一定の合意可能ラインを決めて示談交渉をしてみて、その結果をみてから、センターの利用を検討される方が多いです。

特に本件では、争点が複数有りますので、示談内で争点の一部を解決した上で、センターを利用するのが良いと思います。

―――サンプルのため省略。

行政書士 齋藤光宏

ちょっと待ったその示談 示談においては主導権を握れ！

交通事故情報通 <http://www.jiko2.com/>

お問い合わせ info@jiko2.com

交通事故の示談金 その概算を知りたい！

交通事故損害概算算定サービス <http://www.jiko2.com/gaisan/>

お問い合わせ gaisaninfo@jiko2.com

主催者 行政書士 齋藤光宏

あおば行政法務事務所

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町 1153 番地 3

第2カブラギビル 6階 606

電話 045-979-0120（平日午前9時～午後5時まで）

fax 045-979-0121
